

第5回栃木県指定廃棄物処理促進副市町長会議 議事録

日時 平成28年2月17日(水) 10:00～10:50

場所 栃木県総合文化センター 第1会議室

出席者

- ・環境省：室石放射性物質汚染廃棄物対策本部長、箕輪保全統括官 外
- ・栃木県：馬場副知事、金田環境森林部長、湯澤環境森林部参事、久保廃棄物対策課長 外
- ・市町：副市長、副町長 外

1 あいさつ

【馬場副知事】

本日は、議会前ないし議会中の大変お忙しい中、副市町長会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、環境省の室石本部長ほか環境省の皆さまにもお忙しい中、本県にお出でいただき誠にありがとうございます。

さて、2月4日に開催されました茨城県一時保管市町長会議におきまして、茨城県における処理方針や指定解除の仕組みの案などが示されたところでございます。本日の会議におきましては、こういった茨城県における一連の経緯などにつきまして、環境省から説明を受けるとともに、本県を含め指定廃棄物を保管する都県に共通となる指定解除の仕組みについて、皆さまから御質問や御意見を承りたいと考えております。

本日の会議の内容につきましては、ぜひ市町長の皆さまにも御報告をしていただきたいと思いますと考えております。県といたしましては、県内指定廃棄物の一日も早い安全な処理に向けて努力をして参りますので、市町の皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【室石本部長】

本日、説明の機会を頂きまして大変ありがとうございます。各市町の皆さまにおかれましては、県内の指定廃棄物の処理につきまして、これまで御理解を賜りまして本当にありがとうございます。また、福田知事、馬場副知事のリーダーシップの下で指定廃棄物の早期の処理に向けてこれまで積極的に取り組んでいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ今、御紹介がございましたように、2月4日に茨城県で一時保管市町長会議を開きまして、その中で指定廃棄物の処理方針を御提示させていただきました。また、その会議の場で指定解除の仕組みについても御提示いたしております。もちろん、その御提示した仕組み、茨城県での処理方針というものにつきましては、自動的に栃木県に適用されるというものではないと考えております。

環境省といたしましては、栃木県と市町の皆さま方の御協力を得ながら、適正な処理に向けて着実に前進できるように取り組んで参りたいと思っております。後ほど詳しい御説明をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議事

【馬場副知事】

それでは進行役を務めさせていただきます。本日の会議の進め方でございますけれども、まず環境省から資料に従いまして説明をしていただきます。その後、皆さまと意見交換をさせていただきたいと思っております。

議事1、茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法については、茨城県における処理方針についての説明、議事2、指定廃棄物の指定解除の仕組みについて(案)は本県も含め指定廃棄物を保管する都県に共通の仕組みの説明となります。議事1と議事2は一部関連している部分もございますので、一括して環境省から説明をお願いいたします。

【室石本部長】

それでは私から説明をさせていただきます。お手元の資料1をお開きください。右下に2ページと書いてあるところから始まっていると思っております。指定廃棄物の安全・安心な処理方法に関する基本的な考え方というタイトルが付いております。このうち、上の○3つまではある意味5県共通といえますか、そういう私どもの考え方として書かせていただいたものでございます。

1つ目の○にありますように、指定廃棄物等は現在適切に一時保管されておりますけれども、長期的にはいろいろな災害によって飛散、流出する恐れがあるというものでございます。そうすると、県内に分散して保管されている指定廃棄物は、やはり集約管理をして施設の監視、補修、緊急時の対応等を1か所でより確実に行うというのが正しいのではないかと考えております。こういったことからアンダーラインにありますように、保管状況がひっ迫している5県におきましては、災害等に備えた長期にわたる管理を確実なものにするため、各県内1か所に集約して管理することが望ましいと私どもは考えております。ただ、茨城県におきましては一時保管市町長会議という、保管をされている市町だけの会議というのを、去年の4月に第1回目を開いておりますが、その中で御意見を多く頂いております、さらに昨年12月24日に茨城県知事から現地保管継続を前提とした要請も頂いたという状況でございます。この要請が4項目ございまして、この資料の1、2、3、4の4つの項目にそれぞれ対応しているというものでございます。

続いて3ページ目です。その茨城県知事の要請の4項目の1つ目である、一時保管に関してさらなる安全の確保をお願いしたいという点に対しての、私どもの茨城県に対する回答でございます。県内というのは、これは当然、茨城県を指します。茨城県内の14市町、15か所で3,643トン保管しているという状況、茨城県の状況です。栃木県に比べると、かなり少ないと言えるかと思っております。現地での保管を継続する場合には、処分までの保管期間、それから災害リスク等を踏まえて災害対応、住民のさらなる安心を目的とした強化を必要に応じて行っていただくことができますということで、保管強化、遮へいの徹底の例ということで、ボックスカルバートの設置やコンクリートボックスへの入れ替えなどにつきまして国が費用を負担するという事を申し上げております。

4ページ目ですけれども、保管強化、遮へいの徹底の例ということで、現在、茨城県で保管されております指定廃棄物を下の写真にあるような、そういう形に変更するという事を国でも後押しをしていくというものでございます。参考資料という1枚紙が、この一連の資料の中の最後に付いていると思っております。こちらをちょっと御覧いただくと分かりますように、先ほど量が違うということを申し上げました。1万4千トン余りの栃木県に対して、茨城県は3千5百トンであります。かつ、性状も茨城県は公共由来の焼却灰、浄水発生土、下水汚泥ということ

で、保管主体もそういう意味では公共施設が中心であるのが茨城県ということに対して、栃木県では農林業系副産物が非常に多く、保管主体も約6割が民間という状態です。それから放射能濃度につきまして、茨城県は大部分が3万ベクレル以下という状況です。それから、箇所数も茨城県は全体10か所と非常に少ない状況がまずございます。ですから、その4ページ目の上の方にありますように、ごみ焼却施設とか下水処理施設に指定廃棄物が今置かれているわけですが、そういったものをまた同じ敷地でボックスカルバートとかコンクリートボックスに入れていくということがあり得るのではないかとということでございます。

続きまして、6ページ、7ページ目は、後ほど議事2でまた戻って御説明をいたします。8ページ目を御覧ください。3つ目で一時保管場所の安全性に係る地元住民への説明についてという茨城県知事の御要望、3番目のところでございます。地元住民に対して国から説明をお願いしたいという御要望を頂いております。これにつきまして、例えば現地保管継続の際に各地元において保管継続の理由を説明する、保管期限を延長するというのを御理解いただくための住民説明会を開くというような場合に、私どもも参加をさせていただき説明をさせていただくというような御回答をここで示したということでございます。

それから4番目、地域振興策、風評被害対策ということで9ページ目でございますが、私ども〇の1つ目にありますように、元々、長期管理施設の設置を前提に地域振興策、風評被害に使える事業を支援する予算を確保しておりました。5県50億とよく呼んでおりますけれども、そういったものを準備しているところでございます。まだどこにも交付はしていませんけれども、そういう予算を準備しております。それについて、地域振興策、風評被害対策について、より積極的に使えるようにという御要望があったわけでございますが、私ども下の〇にございますように、既存の処分場で引き受けるといことをされる場合に、御支援をできるように今後検討していくということを、ここで書かせていただいております。従来は長期管理施設の設置を前提に予算を確保しておったわけですが、御地元で既存の処分場で引き受けるとい自治体がもし出てくるのであれば、そこにも支援をしていくというように、範囲を少し広げようということを検討することをここに書かせていただいております。

そして戻りまして、指定解除の仕組みでございます。6ページ目を御覧ください。まず目的のところ、そもそも指定廃棄物ということが書いてございます。8千ベクレルを超える廃棄物について、特別な管理が必要となるため、環境大臣が指定をして国が処理をするということになっていることは、御承知のことかと思っております。

ただ、一方で減衰という物理的な法則によって放射性物質は少しずつ放射能の力が衰えていくということでございます。そういう関係で、8千ベクレル以下になるのが、いつかは来るというわけですが、8千ベクレル以下となった廃棄物については、通常の処理方法でも技術的に安全に処理することが可能だということでございます。これは、元々、8千ベクレルという基準を決めた時に、当時の、今は解散しておりますけども、原子力安全委員会というのがございまして、そちらで出した基準を私どもとしてそれを使って計算をし、それをまた当時の国の方でこういう放射性関係、放射能関係の基準を総合して全体の斉一を図るとい、そういう責任を負った放射性審議会という審議会、これは、当時は文科省の管轄で今は原子力規制庁の管轄になっておりますが、放射性審議会の方にも御相談をして8千ベクレルという基準を決めたものでございます。ですから逆に言えば、8千ベクレル以下であれば通常の処理方法で処理ができるというわけでございます。そういうものについて、廃棄物処理法の下で処理が進められてきているということもでございます。岩手県などの例でございます。こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除の要件や手続きを整備していくということでございます。

仕組みでございますが、下に絵が描いてございますが、文章の方にありますように、8千

ベクレル以下となっている場合に、環境大臣は御地元と協議をした上で、指定を解除することができるというような仕組みをつくってはどうかと考えております。今協議をしてということを書き上げましたが、*に書かれておりますように、国と一時保管者や処理責任者で協議が整うことが前提でございます。そういう意味では、自動的に8千ベクレルを下回ったら即座に指定解除というシステムが働くというわけではなくて、協議が整って始めて指定解除に進むという仕組みでございます。指定解除後は、先ほど安全性のことについて触れましたように、廃棄物処理法の処理基準に基づきまして一般廃棄物であれば市町村、産業廃棄物であれば排出事業者の処理責任ということになり、必要な保管・処分を行っていくということになります。指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、環境省も必要な技術的な支援を行っていくということでございます。また、紙には書かれてはおりませんが、解除後の廃棄物の処理費用については、国の方で支援をさせていただくということはこの茨城県の会議の場で申し上げております。

それで、今まで申し上げました話、これについて別紙1でまとめております。茨城県での処理方針の考え方でございます。茨城県では、焼却灰など比較的性状が安定している廃棄物が公的機関にしっかりと保管されていること、この辺は栃木県と全く異なる状況というわけなのですが、そういう状況にあります。茨城県では、当初から濃度が低い指定廃棄物が多いので、時間の経過によって8千ベクレルを下回るようになってくると、既存の処分場でも処理できるようになります。これが割と近い将来に見えております。このため、濃度の高い指定廃棄物が多量にかつ分散している故に長期管理施設を整備するというのを、茨城県ではなかなか言い難い状況になってきております。この状況を踏まえ茨城県で、県と書いてあるのは茨城県ですけれども、茨城県の総意として苦渋の決断ではあるものの、安全確保を前提とした現地保管継続の御意向が示されたということでもありますので、県の総意ということとは環境省も尊重をしたいと考えております。従って、茨城県においては8千ベクレル以下となるのに長期間を要しない指定廃棄物については、現状のまま保管を継続、減衰後は通常の廃棄物として処理する方針で進めることとしたいと考えております。保管継続の際には、当然強化をし、さらなる災害対応や地域住民の不安解消に努めていきます。それでもなお、8千ベクレル以下となるのに長期間を要する比較的濃度の高いものが、量は少ないのですが茨城県でも残ります。

これについては、やはり県内1か所に集約して安全に管理することが望ましいと考えておりますので、茨城県の中でも引き続き御協力をお願いしたいと考えております。なお、指定解除後の国の費用負担については実現をしていきたいと考えております。また、風評被害対策・地域振興策の具体化については、前向きに検討を進めていくということ、この会議のまとめとして了解されたと認識しております。別紙2はポンチ絵ですので、今までの説明と同じことが書いてありますので省略いたします。説明は以上でございます。

【馬場副知事】

それでは意見交換に移ります。御質問あるいは御意見がございましたら挙手をしていただきまして、こちらから指名をさせていただきます。指名された方は、それぞれの市町の名前をお伝えいただきましてから、御発言をいただきますようお願いいたします。まずは、議事1、茨城県の処理方針について何か御質問等があればお願いいたします。

【塩谷町】

塩谷町でございます。この件につきましては、いろんな考え方、状況があると思います。私も、この議論に加わるつもりはございません。しかし、同じ国内で結果が違ふ、扱い方が

違う、これは絶対容認できません。私どもは理解できません。これは明確にお伝えします。

それと今日、もう一点ですね、新たな基準についても処理側が、企業側が本当にこれをやってくれるのか非常に疑問でございます。これもちょっと私には分かりません。それと、私どもは候補地の返上をしております。せっかく環境省がお出でですから、最後にちょっと質問したいのですが、これは今日の会議の趣旨とずれると思いますので、一番最後で結構でございますのでよろしいでしょうか。以上です。

【馬場副知事】

その他の市町の皆さまいかがでしょうか。

それでは、茨城県の処理方針についてはよろしいですか。

では、議題2、こちらは本県も含め、ある意味で共通になるわけでございますけれども、指定解除の仕組みについて、環境省としての考え方が示されたところでございますが、この点については、本県も関係してくるわけでございますので、御意見、御質問等があればよろしくお願いたします。

【那須町】

那須町です。指定の解除の方法といいますが、確認ですが、那須町は御存知のように、約3千3百トンの農業系が主になりますが指定廃棄物があります。この数字だけ見ると、本当に茨城県の総数と近いようなものですが、改めて指定の8千ベクレル以下を確認する測定のやり方ですけれども、1つはこの測定、どういう方法で考えているのですか。

例えば、国が主導して測定をするのか、茨城県の資料の中には、測定は地元の要望に応じて対応というのが資料に載っていますけれども、どういう方法で測定を考えているか、そこをお聞かせいただきたい。

【室石本部長】

測定については、私どもが無断で踏み込んでどんどん測っていくということは、今考えておりません。御地元の方とよく御相談させていただいて、県とも御相談をさせていただいて、測ってほしいという御要望が明確であれば、よく相談をさせていただいた上で、私どもで測るということを考えております。

【那須町】

方法としては分かりました。例えば、那須町の例を言いますと、農業系のもので20万ベクレルが当初ありましたので、今、年数が4、5年経って、それが8千ベクレル以下になるか疑問はあります。農家の保管している皆さんの現状を考えますと、一日でも早く処分、移動してくれというのが強い要望としてあります。

その中で、今お話を聞いていた時に、仮に測定をするときにどうしたらいいかなというのが悩みとしてありますが、本当に全部1軒1軒、例えば開いて土をどかして測ってみたら、元々が20万ベクレル、10万ベクレルの話ですから、全然まだ8千ベクレル以下にはならなかったときに、その農家の人の思いを考えると、改めて測定をするということで、これはいよいよ運んでもらえるかなという淡い期待も出てくるかなと思いますと、町としてどう対応するか、これから慎重に検討していきたいと思っております。

基本的にその辺のところも方向性が見えたときには、市町村の方に支援をお願いできればと思います。もちろん、技術支援も含めてですけれども、よろしくお願したいと思っております。

【馬場副知事】

その他ございませんでしょうか。

【那須塩原市】

那須塩原市です。指定解除について、2つほど質問をさせていただきたいと思いますが、その前にまず、本市の現状を踏まえた要望をお話したいと思います。本市では約3千9百トンの指定廃棄物を現在一時保管しているところでありますが、そのうちの35パーセントに当たる1,391トン、これが稲わら、それから牧草などのいわゆる農林系副産物であります。これらは、市内の農家の約57戸の農家の敷地内にそれぞれ保管をいただいているところでありますが、保管者の方々の負担がすごく大きくて、一日も早く処分してほしいというのが切実な思いであります。つきましては、国の責任において速やかに処分していただきますよう強く要望したいと思います。

それから、質問ですけど、2つほどさせていただきます。まず、本市においては8千ベクレル以下の廃棄物のうち、一部が処分できずに未だ保管しているものがございます。この対応に苦慮しているところでありますが、先ほど御説明のあった指定解除になったものについては、具体的にはどのような処理を国の方で考えているのかお伺いをしたいと思います。

それと2つ目ですが、指定解除については、当然、特措法の趣旨からして、保管者の同意というものが必要と考えますけれども、例えば保管者が指定解除に応じない場合には、国が引き続き処理責任を負っていただけるのか併せてお伺いしたいと思います。

【室石本部長】

今、まず御要望頂きました。しっかりと受け止めたいと思います。それから、御質問を2点頂いております。まず、1点目ですが、8千ベクレル以下となった場合の処理方法でございますが、現在の特措法でも、一応、8千ベクレル以下の指定廃棄物についての処理は、一応想定されていて、基準が若干違うようになっております。冒頭申し上げましたように、8千ベクレル以下になった場合は、通常の廃棄物として処理をしても、放射性物質による何か悪影響というのは生じないということ、当初の8千ベクレルという指定廃棄物の基準を決める時に確認しております。そういう意味で、技術的には安全に処理ができると考えておりますから、具体的にということであれば、その地域、地域でのやり方がまたいろいろあるかと思えます。

普段お願いしている最終処分業者がいる場合、いない場合、それから自らの市町村あるいは組合、清掃組合のようなものをつくっている場合のその能力の有無、あるいは焼却炉の余力であるとか、最終処分先をどう確保されているとか、いろいろなケースバイケースがあると思うので、そこはそれに沿って先ほども申し上げた安全に処理できるという点は、環境省の方で保証するところでございますが、実際それでもって、受け入れる業者がいるのか、御地元で処理はできるのかについては、また十分御相談をさせていただくことになるかと思えます。

それから2点目の指定解除について、保管者が応じない場合どうなるかということですが、先ほどの説明で申し上げましたように、協議が整えば指定解除されるということですので、当然、その場合は協議が整わないということになりますので、指定解除はされないということになり、引き続き指定廃棄物として国が処理責任を負うということになります。

【那須塩原市】

分かりました。よろしく申し上げます。

【馬場副知事】

その他に御意見、御質問はございませんか。

【宇都宮市】

宇都宮市でございます。本日の資料の6ページを見て、上の表で8千ベクレルは技術的に安全だということで協議が整うのが前提とあるのですが、その※印を見ますと、指定解除後の処理が円滑に進むよう、指定解除した後に考えるような流れになってございます。

それから、その下の表の下ですね、指定廃棄物の一時保管者の後、右の矢印が出て、その後、最終的な処理先等の調整が必要という流れになってございますけども、思うに、最終的な処理のルート、安全な処理が確立されてから指定解除すべきではないかというのが私どもの意見です。

指定解除してから、その後どうしようということではなくて、指定解除した場合に、こういう処理で当然住民の理解も得た上で、処理が進むというのが見えた中で指定解除した方がいいと、これは意見でございます。

【室石本部長】

当然、そういったことがこの絵の②の協議のところ、いろいろ話し合いの中で、当然出てくるものだと考えております。御意見については、よく理解できるものですので、承りたいと思います。

【馬場副知事】

その他はございませんでしょうか。

【那須町】

那須町です。お伺いしたいのですが、今、8千ベクレル以下は通常処理できるという考え方の話をされたと思いますけども、民間事業者の受入れ等も話に出ましたけども、那須町でも仮保管やっていた時に、8千ベクレル以下だから大丈夫だとか、地元の住民の方はそういう議論ではなく、放射能ということだけで、それが例えば千ベクレルでも、千ベクレルを切っただけでも、やっぱり駄目は駄目だということです。現実には、民間の中でも4千ベクレル以下じゃないと駄目とかですね、私どもの方では、大田原市と一緒にやっている広域の最終処分場でも4千ベクレル以下じゃなきゃ駄目だとか、そんな話も現実にもありました。

その受入れについて、現実にはかなり制限があります。その辺の現状というのは、国の方ではどの程度把握しているか、お聞かせいただきたい。

【室石本部長】

これは栃木県に限らず、福島県においてもどこの県においても、民間の方で受け入れていただくという処分場を探すときに、独自の受入基準を持っているということは、よく話を聞きます。私どもはそういうことを聞くと、指導というか、実際は科学的な根拠がないので、そういうことはやめていただきたいということを申し上げたりもしております。

ただ一方で、そういう4千ベクレルじゃなかったり、5千ベクレルであったりする場合もあると思いますけれども、そういうときに逆に受け入れる側の方とよくお話しをすると、とにかくそっとしておいてくださいと、本当は地元知られると5千でも危ないのですということも言われたりすることもあり、ある意味受け入れていただけないということはあるがたいことですが、実際そ

れを周囲に多く知られると、また受け入れられなくなるというジレンマを抱えながら受け入れていってほしいということもよくお聞きします。

そういう意味で、指導もしながらではございますけれども、そういう処理先をつぶすことのないように丁寧に対応しているという、そういう現状でございます。

【馬場副知事】

その他に何かございませんか。

【那珂川町】

指定解除したとして、ある意味で環境省の考えというのは、責任逃れという部分があるのではないかと、という気がしてならないのです。宇都宮市の方が言われたのですが、もっとそういう意味では、国の責任の下に指定解除したとしても、やるという前提の中で指定解除するという考えにさせていただかないと、処分というのはかなりきつい。私どもも、今一般の方を入れている民間業者というのは1ベクレルでも上がると入れない、入れさせないという条件を付けられております。そんな中で、やはり一旦指定された、指定解除されたといっても、そのレッテルを貼られたものというのは、おそらく民間処分場は受入れをしないのではないかと。

そうすると、やはりそういう意味でも、この指定解除をする前提として、国の責任をはっきりさせていただきたいというのが私どもの考えでございます。

【室石本部長】

先ほども申し上げましたけれども、協議が整わなければ指定解除しないということになると思っております。ただ、協議が整うというのは、先ほどの宇都宮市の方の御意見にもあったように、それでもうまくいくという、多分、合意が得られて進んでいくという場合だと思います。

ただ、その場合において、私どもとして、この6ページにもありますように、最終的な処理先の調整が必要というところも御相談させていただきたいと思っておりますし、また処理費用についても指定解除された後も、国から処理費用については支援をさせていただくということは、やらせていただきたいと思っております。

ただ、法の仕組みとしては、指定解除がもしなされればですけども、なされれば現行法に則って処理責任というのは移行してしまうということでございます。ただ、そこで放棄することではなくて、最後まで寄り添ってやっていくという姿勢は崩さないということでございます。

【塩谷町】

塩谷町です。今一時保管されているものでありますけれども、8千ベクレルという話でございますが、これは国の責任において再測定をして、測った後にすべきだと思っておりますけれども如何でしょうか。

【室石本部長】

再測定につきましては、保管している御地元、あるいは栃木県と御相談しながら考えていきたいと思っております。

【塩谷町】

する意志があるということで、よろしいのでしょうか。

【室石本部長】

繰り返しになりますけれども、御地元の方の意思を無視してやるということはありませんので、よく御相談しながらやらせていただきたいということでございます。

【塩谷町】

要望があればするというので、よろしいのでしょうか。

【室石本部長】

栃木県ともよく御相談して、ということでございます。

【馬場副知事】

その他に何かございますでしょうか。

それでは、県からも疑問点を少し質していきたいと思えます。

【金田部長】

1点目は質問で、茨城県の取扱いですが、茨城県については、公的保管がほとんどという話があって、その中でそういう仕組みをとるということだと思っておりますけれども、一部民間が保管しているものもあろうかと思えます。こういったものについては、どういう処理をお考えかというのが1点です。

それから2点目として、今、宇都宮市、那珂川町、那須町、那須塩原市、それぞれ話が出たと思うのですが、8千ベクレルを下回ったからといって、直ちに処理が進むとは思えないという話がありました。その場合、その処理責任との関係なのですけれども、費用負担については財政支援をするという話がありました。けれども、その処理先を確保することも含めての処理責任ということだと思っております。ですから、指定を解除してしまうと、その処理責任が保管者や市町村に移ると、そうすると一義的には処理先を探す責任というのは国からそちらに移ってしまう。国はそれをサポートするという立場なのかもしれませんが、指定を解除しないと、それは8千ベクレル以下になっても、国が責任をもって処理先を探してくれる。その処理責任の関係について、もう少し御説明をいただきたいと思えます。

【室石本部長】

今、2点の御質問を頂きました。まず、1点目でございます。茨城県では、公的管理がほとんどということですが、先ほどの参考資料にもありましたように、本当に若干ですが、民間の保管もあるということをお説明したところでございます。茨城県内で、民間事業者が保管するものがわずかに存在しておりますけれども、この指定廃棄物については、放射能濃度がかなり高く減衰に比較的時間を要するというものでございますので、先ほどの基本原則で申し上げましたように、災害等のリスクの観点から、茨城県内のどこか1か所に集約して、安全に管理をしていくことが望ましいと考えているものに該当するものでございます。

それから2点目ですね、処理責任のところをもう少し詳しくという御要望でございますけれども、すみません、なかなか説明が舌足らずだったかもしれません。指定解除の仕組みというのは、元々、指定廃棄物とは8千ベクレルを超えるということをもって環境大臣が指定をする、指定をしたものは国が責任をもって処理するという仕組みでございます。ですから、指定解除されるというのは、つまりその処理責任が通常の廃棄物処理法の世界に移ることになりますので、一般廃棄物であれば市町村の処理責任、産業廃棄物であれば排出事業者の処理責任という通常の世界に戻ることになります。ただ、これも繰り返しになります

けれども、この指定解除の仕組みは、協議が整って始めて指定解除をしていくということですので、国が一方向的に解除をするというものでもありませんし、御要望、つまり指定解除してほしいということをおっしゃらないという場合には、当然協議が整わないということになりますので指定解除はされないというものでございます。また、協議が整って大丈夫ということで指定解除された場合については、やはり法的な仕組みとしては、これも繰り返しになりますけれども、処理責任は通常の廃棄物と同じようなものに戻ってしまうということですが、そこでつまり国の処理責任は一義的には消えますが、費用面とか技術面においての御支援を続けていくという用意はあるということでございます。

【馬場副知事】

その他に御質問あるいは御意見等ございませんでしょうか。

今、各市町の皆さまから大変貴重な御意見を頂きました。特に、指定解除についてのやり方です。1つは、同意なくやるということはないという御説明がありましたけれども、その点について、やはり不安、御懸念の御質問が非常に多かったということ。

それと、その前提として、やはり先ほど環境省からも御説明がありましたし、またそれぞれの地元の市町の方からも御説明がありましたけれども、農林業系の指定廃棄物が多いという状況の中で、それぞれ保管している方々の御負担というのが非常に重くなっているということがありますので、そうした方々の不安というものにしっかり応えていただく必要があるのかなと思っております。

また、処理責任が指定解除後は移るということになると、国の責任ではないという建前になってしまうということについて、非常に大きな懸念、あるいは大変厳しいお言葉を頂いたのは、国の責任放棄ではないかという御意見もありましたので、そうした様々な御意見は環境省でもしっかり受け止めていただきたいと思います。

また、それぞれの市町の皆さま、今日の会議の内容をそれぞれ持ち帰っていただいて、それぞれの市町の方々からまた御意見、特に、この指定解除の関係については新しい話ですので御意見を頂きたいと思えます。それを取りまとめた上で、私どもとしては環境省に提出したいと思っておりますので、是非ともよろしく願います。

その際、また再質問、あるいは、さらなる御意見ということも、是非出していただければと思います。それではよろしいですか。これで会議を終了とさせていただきますと思いますが。

【塩谷町】

貴重な時間を申し訳ありません。私どもは、先ほども申し上げましたとおり、候補地を返上させていただいております。その理由は、あの場所が大変危険な場所であるからでございます。環境省のこの選定基準にもありますけれども、自然災害の恐れがある地域を除外となっているのですが、全然除外されていないということで、私どもはここを申し上げているわけでございます。この具体的な避けるべき地域、自然災害を考慮して避けるべき地域の中にいろんな項目があるのですが、洪水であるとか火山噴火であると、具体的にこう書いてあります。昨年の関東東北豪雨で、ここに冠水をまずしたわけですね。それと、高原山一帯はこの活火山なわけでありまして。環境省は、高原山が活火山であるということもまず認識されてますでしょうか。

【室石本部長】

ちょっと今日の会議の趣旨とは異なっておりますけど、御質問でございます。高原山について、私どもが栃木県の選定基準ルールに従って選定した時の、活火山というものの判断

において使いました資料においては、選定基準においては該当しないというルールで選定させていただいたと考えております。

【塩谷町】

それは、選定基準に合致しないということのようでありますけれども、ではお伺いするのですけれども、気象台火山噴火予知連ですね、これは死火山とか休火山、そういう表現を今はしてございません。と言いますのは、有珠山であるとか雲仙普賢岳であるとか御嶽山、これが静かな山だったのに、いきなり噴火が始まったのです。高原山も今、同じレベルの山でございます。全国に110か所ある活火山であります。気象台は今、何と呼んでいるかというと、活火山であることを認識すべき地域と呼んでいます。非常に危険だよと認識してくださいと言っているわけです。それが同じ国の機関でありながら、見方が違うというのはおかしいのではないですか。私は、到底それは、今回洪水で冠水しましたが、万が一噴火が起きたらそこは谷間ですから間違いなくそこに集中します。そうしたものが流れると、集まると非常に危険な地域なわけでありまして。この1つを取ってしても、候補地とはなり得ないと思っているのです。

こういう話をしても、全然もう平行線で話がかみ合わないので、今日敢えて問題提起させていただいております。是非、首長会議においても、今日の副市町長会議の意味がよく分からないというか、この後に多分首長さんの会議を開く前段だと理解はしていますけれども、是非首長の御意見も聞いてほしいし、県民の声も聞いてほしいと思っています。

今日はマスコミもありますので、1対1の話ですと、これが舞台上上がりませんので、敢えて発言をさせていただきました。ありがとうございました。

【馬場副知事】

よろしいですか。他はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了いたします。お忙しい中、本当にありがとうございました。